



I 「いわて年末年始無災害運動」が始まります

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和6年12月1日～令和7年1月31日

〔準備期間：令和6年11月1日～令和6年11月30日〕

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

本県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時期となります。

このため、「令和6年度いわて年末年始無災害運動」では、関係者が職場の安全確保の重要性の意識を深め、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。



主催者 岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会
協議会構成団体：(公財)岩手労働基準協会／建設労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送労働災害防止協会東北支部岩手支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／岩手県探石工業組合／(公社)ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／(公財)岩手県労働安全協会／岩手県建設労務センター／(財)労働者健康安全協同岩手産業保健総合支援センター
協賛 岩手県商工会連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

リーフレットはこちら↓

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/eisei.html



1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- (1) 事業場の敷地等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- (2) 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- (3) 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- (4) 滑り難い靴等の着用徹底。
- (5) 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- (1) スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- (2) 余裕を持った車両運行計画の作成。
- (3) 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- (4) 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控え目の徹底。
- (5) ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- (6) 運転席を離れる際の車輛止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- (1) 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- (2) 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- (3) 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- (1) 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- (2) ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- (3) 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- (2) 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- (3) 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- (1) 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・ごそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- (2) 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- (1) 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- (2) 作業開始前及び作業の合間の筋力をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- (1) 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- (2) 雪崩による危険防止。
- (3) 吹雪・濃霧による濃霧防止対策の徹底。
- (4) 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- (5) 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

II シリーズ 安全衛生クイズ ⑧『フォークリフト』の巻

フォークリフトは多くの事業場で使用されていますが、安全対策は十分ですか？ 有資格者に作業を行わせていますか？



第1問 作業に当たってあらかじめ作成・周知が必要なのは？ ①注意力 ②KY活動 ③作業計画（！労働則第151条の3）

※一時停止、走行路、安全通路を周知しましょう！

第2問 構内、工場内の速度制限は何km/h？ ①場所の条件等に応じて定める速度 ②20 km/h ③40 km/h（！労働則第151条の5）

※速度表示は見やすい場所に掲示！

第3問 路肩や傾斜地で必要な対策は？ ①周囲に気を付ける ②上長の指示に従う ③誘導者を配置し誘導させる（！労働則第151条の6）

※フォークリフトの転倒・転落を防止しましょう！

第4問 作業員との接触防止対策は？ ①立入禁止措置 ②声掛けと注意喚起 ③必要に応じて誘導者の配置（！労働則第151条の7）

※「指差呼称」を励行し、周囲の安全確認を行いましょう！ヨシ！

第5問 フォークリフトから離れる場合は？ ①フォークを最低降下位置に ②また使うからそのままよい ③エンジン停止・ブレーキ（！労働則第151条の11）

※鍵を付けたままにせず、鍵の管理も確実に行いましょう！

第6問 間違った使い方は？ ①持ち上げた荷がフォーク上での作業 ②パレットに荷を載せて運搬 ③荷を吊り下げて運搬（！労働則第151条の14）

※「用途外使用」は人命にかかる大きな事故につながります。絶対にやめましょう！

「年次点検」「月例点検」「作業開始前点検」を必ず行いましょう！

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！

Ⅲ 12月～2月は「冬季転倒災害防止対策月間」です

暑い暑いと言っていた夏も過ぎ、今年も冬がやってきました。
12月から2月は、雪・凍結等による転倒が増えるシーズンです。

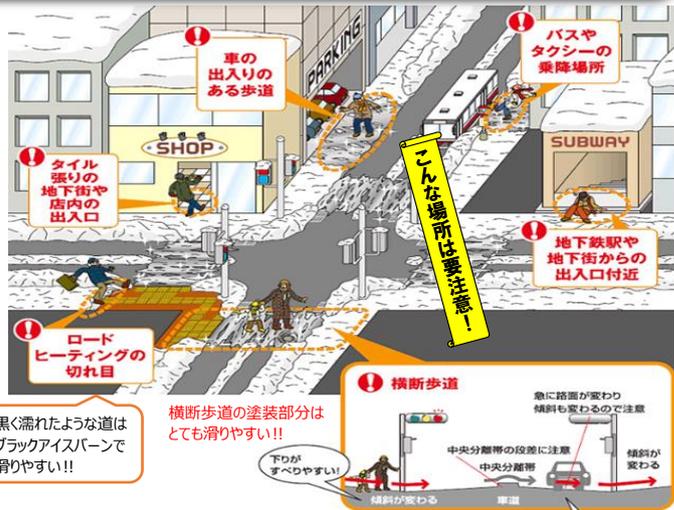
通勤・退社時の転倒、駐車場で転倒など、いつもの慣れた場所に危険が潜んでいます。街中でも右図のような危険が沢山！

構内でも凍りやすい場所、日陰、水が溜まりやすい所はありませんか？
工場内で雪が入る所や出入口は滑りやすい所です。

「危険マップ」を作成、注意喚起！そして、リスクアセスメントによって必要な対策を考えましょう！

「滑りやすい靴」は、靴底の固いもの、ヒールの高いもの、パンプス系のオシャレなものなどです。

できる限り転び難い靴を選びたいですね。



黒く濡れたような道はブラックアイスバーンで滑りやすい!!

横断歩道の塗装部分はとても滑りやすい!!



滑りにくい冬靴のヒミツは靴底にあり！①

ピン・金具付きの

先の尖った金属のピンや金具が靴底についており、固い氷を強くひっかき突き刺します。



【ここに注意！】
じゅうたん等の上を歩くと金具が引っかかってつまづいたり、建物内のタイル等の床で滑ったりすることがあります。



深い溝のある底

深い溝がついている靴底は、路面に対するグリップ力が強いので滑りにくくなっています。



【ここに注意！】
底が硬い靴は、ツルツル路面では滑りやすいので、溝の深さだけではなく靴底の柔らかさも重要です。また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。

滑りにくい冬靴のヒミツは靴底にあり！②

軟らかいゴム底



【ここに注意！】
柔らかいゴムを使った靴底は、路面に対する接着力が強いので滑りにくくなっています。

滑り止め材入りゴム



【ここに注意！】
滑り止め材が混ざっている靴底は、ヤスリのように路面の表面をひっかくので滑りにくくなっています。

オシャレもいいけど、転ばない方がずっと大切だね！

小さな歩幅で歩く

歩幅が大きいと足を高く上げる必要があるため、重心移動(体の揺れ)が大きくなり、転倒しやすくなります。
滑りやすいところでは、基本的に小さな歩幅で歩きましょう。



滑るカモ！ 滑ることを前提として歩くことで意外に対応できる。

かかとを先につくと滑りやすい！
歩き方も冬型に！

靴の裏全体をつけて歩く

重心を前におき、できるだけ足の裏全体を路面につける気持ちで歩きましょう。



道路の表面が氷状の「ツルツル路面」では小さな歩幅で、足の裏全体をつけて歩く「すり足」のような歩き方が有効です。

Ⅳ 令和7年1月1日から「電子申請」が義務化されます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



令和7年1月1日より、以下の報告について電子申請が義務化されます。
入力支援サービスをご活用ください

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

【電子申請での報告のメリット】

- その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
(労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております)
- ① 必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
 - ② プルダウン選択によりコード入力が可能
 - ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！
- その3 監督署に行く手間・時間を短縮できます！
- その4 電子申請なので郵送料がかからない！



「労働者死傷病報告」の電子申請方法はこちらを参照 → <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001292159.pdf>

V



ご注意ください！墜落災害が頻発しています！



墜落災害が頻発しています。直接原因は「安全帯の未使用」です。墜落防止対策を確実に講じましょう！

足場の設置が困難な屋根上作業では、唯一の安全対策が「安全帯の使用」ということになるものの、墜落時には、間接的な要因としては、リスクアセスメントの未実施、安全作業手順が定められていない、安全衛生教育が不十分（又は未実施）ということが挙げられます。

高さ2m以上の高所作業を行う場合には、足場の組立等による作業床の設置が義務付けられています（安衛則第518条第1項）が、屋根塗装の場合、足場の設置が困難なため、安全帯の使用が必須となります（安衛則第518条第2項）。

屋根の塗装や補修工事は、比較的短期間の工期であり、これら墜落防止措置を取らず、その結果、墜落災害が頻発しています。

墜落災害は、死亡災害や重篤な後遺症を残す災害に至るリスクが高く、短い工期であっても、必要な対策をしっかりと講じましょう！

墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン↓

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

屋根上作業の墜落防止対策は以下の資料をご覧ください。

足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>



「すぐ終わる」その油断が死を招く！

安全作業手順書の作成には以下の資料をご覧ください。

足場の設置が困難な屋根上作業—墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140526-1-0.pdf>

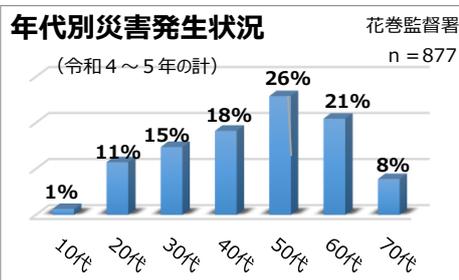


VI 取り組んでいますか「エイジフレンドリー」

高齢労働者の労災事故が増加していることから、厚生労働省では高齢労働者の身体能力や認知機能等について調査を行うことにしたとの報道がなされましたが、皆様の企業では、高齢労働者の安全衛生確保対策に取り組んでいますか？

花巻監督管内で発生した休業4日以上労働災害発生状況を見ると、50代以上で55%を占めています（令和4年～5年の合計値）。

年齢を重ねることによって仕事を覚え、技能は向上します。その一方、身体能力は反比例して着実に衰えることになり、若い時と同じように仕事をしていて、思わぬところで災害が発生するということになります。



自分の現在の身体能力がどうか、一度調べてみてはいかがでしょうか。（右のホームページをご参照➡）

50代以上では特に「転倒災害」が顕著になっています。

たかが転倒と思わず、職場のリスクアセスメントを進めつつ、転倒防止対策にしっかりと取り組みましょう！

高齢労働者の安全衛生対策（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



ガイドライン、補助金等をご利用ください



転びの予防 体力チェック（中災防）

<https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/>

ロコモティブシンドローム予防啓発サイト

<https://locomo-joa.jp/>



VII 労働基準法 よくある相談 ⑤ 『割増賃金』 その5

割増賃金の計算方法は？ 手当は何を含めて計算するの？ 通勤手当は含める？

Point!

【割増賃金の基礎となる時間額を定める場合に、基本給に加える手当は…】

割増賃金の基礎単価を計算する際、基本給以外に各種手当を加える必要がありますのでご注意ください。

労働基準法第37条第5項では、「割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない」としてあり、さらに、労働基準法施行規則第21条では「法第37条第5項の規定によって、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第1項及び第4項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。」と規定し、具体的には「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」「臨時に支払われる賃金」「1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」としています。

整理すると、「家族手当」「通勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」「臨時に支払われた賃金」「1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」の7種類は、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなくてもよい（ただし、実態による）、ということになり、**これら7種類以外の手当、例えば「精皆勤手当」「職務手当」などは割増賃金の基礎となる賃金に算入する必要があります。** ※就業規則（賃金規定）に定めましょう！

整理すると、「家族手当」「通勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」「臨時に支払われた賃金」「1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」の7種類は、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなくてもよい（ただし、実態による）、ということになり、**これら7種類以外の手当、例えば「精皆勤手当」「職務手当」などは割増賃金の基礎となる賃金に算入する必要があります。** ※就業規則（賃金規定）に定めましょう！

⚠️ 以下の場合は、割増賃金の基礎となる賃金に含まれますのでご注意ください!! ⚠️

【家族手当】 独身者に対しても幾らか支払っている場合、扶養家族数に関係なく一律に支払っている場合などは、含まれるべきである。（昭22.11.5 基発231号）

【住宅手当】 住宅に要する費用以外の費用に応じて算定される手当や、住宅に要する費用に拘わらず一律に定額で支給される手当は、本条の住宅手当に当たらないものである。（平11.3.31 基発170号）

【通勤手当】 実際距離に応じて支給されるが、最低300円は距離に拘わらず支給されるような場合においては、実際距離によらない300円は基礎（割増賃金の基礎）に算入するものと解する。（昭23.2.20 基発297号）

詳しくは、リーフレットをご覧ください ➡

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001159457.pdf>



「チャットポット」もご利用ください（情報チャンネル8月号に掲載）

VIII もっと自分らしい 働き方 休み方

年末年始は
たっぷり休んで
リフレッシュ!

労働基準法が改正され、2019年4月から、年5日間の
年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

●働き方・休み方改善ポータルサイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

年次取得促進
特設サイト▶

X ポータルサイト 「はたらきかたススム」

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、はたらき、ともにススム!

4月から
建設業、ドライバー、医師の
時間外労働の上限規制適用開始!

みなさまに
お願いがあります!

動画をご
覧ください。



ドライバー、医師等の長時間労働の解消に向けて、取引関係者の
皆さま、国民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

適正な
工期の設定を!

週休2日の実現に向け、
ご配慮をお願いいたします。

行程・ダイヤについて
よく話し合いを!

停留所からの安全な発車にも
ご協力ください。

荷待ち時間・
荷役時間の削減を!

再配達への削減に向け、
確実に受け取れる時間の指定や
置き配などの活用もお願いいたします。

受診は
診療時間内に!

医療のかかり方への
ご理解、ご配慮をお願いいたします。

特設サイト「はたらきかたススム」をご覧ください。

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>

IX 12月は「ハラスメント撲滅月間」です

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



パワハラ・セクハラ・モラハラ・カスハラ等、職場
で発生するハラスメントで苦しんでいる人がたくさん
います。

ハラスメント裁判事例、他社の取り組みなどを参考
に、職場のハラスメント撲滅に取り組みましょう!

特設サイト

ハラスメント撲滅は、メンタルヘルス対策の一つであり、事業主
の義務です。 ※パワハラ・セクハラ防止について、就業規則への
記載が必要です。

メンタル不調により休業や離職を余儀なくされるケースが後を
絶ちません。 ※情報チャンネル 11月号掲載「過労死白書」参照。

「ES (社員満足度)」を向上させ、一人ひとりが笑顔で活気ある
職場を作ることによって、「CS (顧客満足度)」と業績アップ!
そのためにも、まずはハラスメントを撲滅しましょう!

ご参加ください。

LIVE 配信

職場のハラスメント
撲滅のための
シンポジウム開催!

配信日時

2024年12月10日(火)
13:30~15:15(予定)

シンポジウム申し込みはこちら↓

<http://evt-reg.com/no-harassment/>



XI 労災保険 フリーランスの特別加入制度

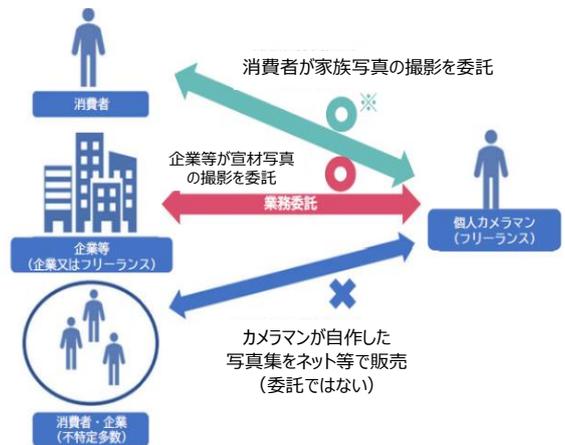
<https://www.mhlw.go.jp/content/001262830.pdf>
(リーフレット)

令和6年11月から、新たに、フリーランス(特定受託事業者)
も、労災保険の特別加入制度の対象となります。

特別加入の対象となる事業

- フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象です。

(例) 一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合の対象となる業務



フリーランスの労災保険について詳細こちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00010.html

